

# ドメスティック・バイオレンス被害者のための 米国公的扶助の手引き

ニューヨークアジア人女性センター編纂

## はじめに

### 『公的扶助の制度を知っていたら、もっと早く別れる決心ができたのに』

ドメスティックバイオレンス  
とは、Domestic Violence (DV)<sup>1</sup>の被害者の多くが口にする言葉です。実際に、DV被害に遭う日本人被害者の多くが、受給できる公的扶助の存在を知らずに、暴力的な配偶者の元にとどまることを選択しています。また、そのような被害者の中には経済的理由に加え、移民ステータス<sup>2</sup>が失効している<sup>3</sup>ために、暴力的な配偶者に頼らずには米国で生活していけないと考えている人も沢山います。

この冊子では、米国政府から受給できる公的扶助の種類、受給資格、各州の公的扶助申請窓口、をご紹介します。

一人でも多くの方がこの情報を元に、一日でも早いDV環境からの解放を目指し、自分らしさを回復してくれることを願っております。

ニューヨークアジア人女性センター  
日本人職員一同  
2013年4月1日

---

ドメスティックバイオレンス  
<sup>1</sup> Domestic Violenceとは、相手を支配下に置きコントロールすることを目的に使われる暴力・虐待行動を示す。DVより狭義のIntimate Partner Violence (IPV) では、その事象は配偶者間および内縁関係間において起こるものと定義し、DVではそれ以外に親族間、親子間で起きる事象も含まれる。DV、IPVともに、暴力・虐待行為と認識される行為には、身体的、精神的、言語的、経済的、性的暴力が含まれる。  
<sup>2</sup> 移民ステータスとは、移民が米国に合法的にとどまるために必要な非移民ビザ（就労ビザや学生ビザ）や永住権を指します。

<sup>3</sup> DVの関係では、配偶者である米国人加害者が被害者の永住権をサポートせずに、被害者が入国に使用したビザが失効して、不法滞在になることが多々あります。

## 米国の公的扶助制度と申請特別枠

米国政府が提供する公的扶助制度には、**Temporary Assistance for Needy Families (TANF)**<sup>4</sup>、フードスタンプ、メディケイド・メディケア、社会保険制度、障害者保障制度、失業手当など様々なものがあります。一般的にこれら公的扶助は、米国市民向けの保障制度で、移民には受給資格がありません。しかしながら例外的に、以下の「**Qualified Immigrant (資格保有移民)**」に該当する人にはこの公的扶助の受給が許可されています。ドメスティック・バイオレンスによって被害を受けた移民やその子どもも、この資格保持者に該当します(下線部参照)。

### 『Qualified Immigrant (資格保有移民)』とは？

- 永住権保持者 (条件付永住権保持者<sup>5</sup>)
- 難民
- 亡命者
- 国外退去命令が取り除かれた者
- キューバ/ハイチからの入国者
- 退役軍人
- 米国市民/永住権保持者の配偶者もしくは親から暴力・虐待を受けた者で、移民局へ VAWA<sup>6</sup>の申請をして審査中もしくは、承認を受けた者。
- 米国市民/永住権保持者の親から暴力・虐待を受けた子どもの親で、移民局へ VAWAの申請をして現在審査中もしくは承認を受けた者。

### DV 被害者が『Qualified Immigrant (資格保有移民)』となるには？

米国市民権/永住権保持者から暴力・虐待行為を受けた移民やその子どもは、**Violence Against Women Act (VAWA)** を通して、永住権申請をすることができます。一方、配偶者もしくは恋人が米国市民権/永住権保持者のいずれにも該当しない場合には、U-visa と呼ばれる非移民ビザの申請が可能です。通常このようなビザの申請者には、移民局から暫定的に公的扶助に預かるステータスが授与され、申請者はこの期間中「**Qualified Immigrant**」として公的扶助を正式に受ける事が可能です。

### 『Qualified Immigrant (資格保有移民)』の受給内容とは？

**Qualified Immigrant** の受給内容は、1996年8月22日以前に米国へ入国した人と、それ以降に入国した人とでは異なっています。前者は米国市民権保持者同様の保障を受けること

<sup>4</sup> TANFは1996年クリントン政権下で採用された一時的経済支援制度で、生涯に合計60ヶ月間支援を受けることが可能である。

<sup>5</sup> Conditional Permanent Resident (条件付永住権)とは、永住権を目的とした偽造結婚を防ぐために作られた2年の期限付きの永住権のこと。2年の期限が来る前に、通常は無期限有効な永住権へと書き換える。

<sup>6</sup> Violence Against Women Act 1994年に採用されたDV被害者への移民救済法。米国市民もしくは永住権保持者の配偶者から暴力・虐待行為を受けた移民は、配偶者に頼らずに永住権の自己申請が可能になった。

が可能です (SSI とフードスタンプを除く)。後者の場合は資格 (VAWA を通じて得た永住権や、犯罪被害者が得られる U-visa、人身売買の被害者の T-visa など) 保有から 5 年経過しないと、保障に預かることができません。ただし、米国民権もしくは永住権保持者から暴力・虐待を受けた移民被害者の場合には資格保有から 5 年経たずとも、保障を受けることが可能です。

## 『Family Violence Option』暴力・虐待被害者のための免責措置とは？

1996 年の福祉法で制定された「**Family Violence Option (FVO)**」により、暴力・虐待の被害者である申請者に限り、TANF の受給条件から免責を受けられるようになりました。TANF の支給を受け続けるためには、通常週 35 時間相応の就労活動<sup>7</sup>、養育費の申請を行うことなどが受給者に義務づけられていますが、ドメスティックバイオレンスの被害者の場合には、仕事の住所を加害者に知られているため、出勤することが危険につながる可能性や、養育費の申請をすることで被害者の身元が加害者に伝わる等の危険性が危惧される為、免責が認められています。この免責期間は、福祉局のスタッフから定期的に査定を受けて、延長もしくは終了が決定します。

現在 FVO を採用しているのは次の 41 州とワシントン DC: アラバマ、アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、カリフォルニア、コロラド、デラウェア、フロリダ、ジョージア、ハワイ、イリノイ、インディアナ、アイオワ、カンザス、ケンタッキー、ルイジアナ、メリーランド、マサチューセッツ、ミネソタ、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネバダ、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューメキシコ、ニューヨーク、ノースカロライナ、ノースダコタ、オレゴン、ペンシルバニア、ロードアイランド、サウスカロライナ、テネシー、テキサス、ユタ、バーモント、ワシントン、ウェストバージニア、ウィスコンシン、ワイオミング。

上記州以外の 6 州 (コネチカット、メイン、ミシガン、ミシシッピ、オハイオ、サウスダコタ) では、FVO に相当する免責措置が存在しており、TANF の一部もしくは全ての受給が受けられる。

\* 在シアトル日本国総領事館の管轄州であるアイダホ州を含む、オクラホマ州、バージニア州の 3 州には FVO に該当する免責措置は存在しない。

## あなたの子どもは米国民権をもっていますか？ 公的扶助を受けられる可能性

冒頭で公的扶助を受けることが出来る移民のカテゴリー、「**Qualified Immigrant**」の話をしてきましたが、子どもが米国民権を持っている場合には、親の移民ステータスに関わらず子どもは公的扶助に預かる事が可能です。公的扶助を申請する子どもの親が **Qualified Immigrant** で、米国民権を有する子どもが 2 人居る場合、公的扶助の支給額は「家族構成員数 3 人」として計算されます。一方親が **Qualified Immigrant** では無い場合には、親が公的扶助に預かる条件を満たしていない為、米国民権を有する子ども 2 人だけが支給対象となり、「家族構成員数 2 人」として支給額が計算されます。この場合、米国民権を有する子どもの扶助を申請するに当たり、親が移民ステータスを質問されて回答する義務はありません。「子どもの申請のためにきました」と伝えて下さい。

<sup>7</sup> 無職、あるいは就労時間が週 35 時間に満たない場合には、福祉局から認可を受けている職業訓練や学校に行く事で残りの時間を満たす必要がある。

## 誰でも恩恵に預かれる緊急医療保険—Emergency Medicaid

政府支給の医療保険メディケイドには、「緊急メディケイド」という特別な医療保険があります。通常のメディケイドの支給が米国市民権保持者、もしくは **Qualified Immigrant** に限られているのに対し、緊急メディケイドには全く別の支給条件があります。メディケイドが長期的な医療保険であるのに対し、緊急メディケイドは「一時的な医療問題」を支援するために即座に発行される短期医療保険です。最も一般的な支給例は、妊娠した女性のための通院および出産にかかる費用負担で、それ以外には「身体機能の損傷や健康を著しく害すると判断される急性症状の治療」のために発行される例があります。

このような急性症状がある場合には、各州のメディケイド担当事務所に相談して下さい。

### 公的扶助に関する情報(州別)

ここに掲載された情報は連邦政府の管理する公的扶助情報のウェブサイト、**Benefit.gov** から抜粋されたものです。

<http://www.benefits.gov/benefits/browse-by-state>

## アラスカ州

### (1) 貧困・低所得者層への一時的現金支援 (TANF)

*Alaska Temporary Assistance Program- Dept. of Health & Social Services  
Division of Public Assistance*

ATAP は低所得者層の家族およびその子どもに対して、現金支給および職業訓練、就職斡旋などのサービスを通して受給者の自立を支援する。TANF は就労連邦政府提供の公的扶助制度であり、州毎にその運営が任されている。ATAP はアラスカ州でのプログラム名である。

#### a) 申請資格:

1. アラスカ州の住民であること
2. 現在妊娠中か、19歳未満の子どもが居る場合
3. 家族の資産が\$2,000以下であること。家族構成員に60歳以上の高齢者が居る場合には\$3,000以下。「資産」には収入、家財道具、私有物、車(例外有)などは含まれない。
4. 収入が ATAP のガイドライン以下であること。以下リンクより収入のガイドライン参照  
<http://dhss.alaska.gov/dpa/Documents/POLICY/PDF/2013TASStandards.pdf>

詳しくはウェブサイトから確認のこと。

#### b) 受給額: 申請家族の構成員数、収入などによる

#### c) 受給を受けるにあたっての条件:

1. ATAP 受給者には仕事探しが義務付けられる
2. 仕事が見つからない受給者は、職業訓練などを通してスキル向上を図る必要がある。

#### d) 託児所利用料負担: 託児施設の利用料が低所得者層には経済的負担になることが多いため、ATAP では、受給者が育児の心配をすることなく就労・職業訓練に臨めるよう、

託児所の利用料金を一部負担する。

申請先事務所一覧：<http://dhss.alaska.gov/dpa/Pages/features/org/dpado.aspx>

お問い合わせ：907-465-3347

申請書のダウンロード：<http://dhss.alaska.gov/dpa/Documents/dpa/forms/gen50b-packet.pdf>

## (2) メディケイド（医療保険）

### *Alaska Medicaid- Dept. of Health and Social Services*

受給資格のある高齢者、盲目もしくは障害者、子どものいる家族に対して、医療ケアを提供する。支払いは医療行為提供者である医師または病院へ、メディケイドから直接支払われる。保険は処方薬へも適用される。

ウェブサイト：<http://dhss.alaska.gov/dpa/Pages/medicaid/default.aspx>

資格者の収入のガイドライン：

<http://dhss.alaska.gov/dpa/Documents/POLICY/PDF/2013MedStandards.pdf>

申請書のダウンロード：<http://dhss.alaska.gov/dpa/Documents/dpa/forms/gen50b-packet.pdf>

申請先 地域事務所：<http://dhss.alaska.gov/dpa/Pages/features/org/dpado.aspx>

お問い合わせ：907-269-6529 もしくは 1-888-318-8890

## (3) 暖房費支援プログラム

### *Alaska Heating Assistance Program (LIHEAP)- Dept. of Health and Social Services*

受給資格のある家庭に対し、冬期暖房費の支援を行う。暖房を利用できずに健康を害する市民を支援することを目的としている。資格者はこのプログラムを通じて、暖房に用いる灯油、天然ガス、電気、プロパンガス、石炭や薪代などを負担してもらえる。持ち家、借家に関わらず支援を受ける事が可能である。

ウェブサイト：<http://www.ct.gov/dss/cwp/view.asp?a=2353&q=305192>

申請書のダウンロード：

<http://dhss.alaska.gov/dpa/Documents/dpa/programs/hap/HAP-APP13.pdf>

申請期間：10月1日～4月30日

お問い合わせ：1-800-470-3058 内線 5

1-888-804-6330 または 907-269-5777 (アンカレッジ内)

## (4) 子どもの為の Denali KidCare 医療保険

### *Denali KidCare*

**Denali KidCare** は 19 歳未満の子どもや青少年を対象とした支援プログラムで、妊娠中の女性も収入のガイドラインを満たしていれば受給に預かることができる。

ウェブサイト：[http://dhss.alaska.gov/dhcs/Pages/denalikidcare/application\\_dkc.aspx](http://dhss.alaska.gov/dhcs/Pages/denalikidcare/application_dkc.aspx)

申請書のダウンロード：

<http://dhss.alaska.gov/dhcs/Documents/denalikidcare/applicationsdenalikidcare/gen132.pdf>

お問い合わせ先：1-888-318-8890 (アンカレッジ外の方)

907-269-6529 (アンカレッジ内)

地域事務所： <http://dhss.alaska.gov/dpa/Pages/features/org/dpado.aspx>

申請方法：DenaliKidcare 事務所、生活扶助申請事務所へ直接提出もしくは郵送。  
あるいは申請書をファクスで送ることもできる(1-855-769-0986)。

#### (5) ヘッドスタート (3～5 歳対象)

##### *Alaska Head Start- Dept. of Social Services*

3～5 歳児を対象とするヘッドスタートと、妊婦、乳幼児を対象としたアーリー・ヘッドスタートプログラムとが存在し、教育、健康、栄養、福祉サービスを総合的に提供することで低所得者層の子どもたちの就学支援を行う。プログラムの成功には子どもの親の積極的な参加が鍵を握っているため、親に対しても子育てに必要な福祉サービスが提供される。季節労働者も受給資格を有する。申請は子どもの居住地のヘッドスタートオフィスで行う。

ウェブサイト： <http://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/hslc/HeadStartOffices>

申請先事務所の検索： <http://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/hslc/HeadStartOffices>

\*お近くのヘッドスタート事務所をお探しの上、申請の手続きを行ってください。

#### (6) 学校給食プログラム (朝食・昼食)

##### *Alaska School Breakfast and Lunch Program- Dept. of Education & Early Development*

給食プログラムは公立、私立、託児所に通う高校生以下の子どもたちに、栄養価の高い、無料もしくは低価格の朝食や昼食を提供する。プログラムの恩恵にあずかる事ができる教育機関には、知的・身体的障害者の家庭、グループホーム、一時宿泊所、孤児院、少年院なども含まれる。申請は個々の学校および教育機関で行う。

- 申請資格： A) アラスカ州の住民であること  
B) 高校生以下の子どもの親、もしくは養育者である  
C) 収入がガイドライン沿っていること

ウェブサイト： <http://www.eed.state.ak.us/tls/cnp/NSLP.html>

お問い合わせ： 907-465-8708

アラスカ州の学校のリスト： 申請は子どもの通う学校へ直接問い合わせして下さい。

<http://www.csde.state.ct.us/public/csde/search/searchlocation.asp>

#### (7) ミルク支援プログラム

##### *Alaska Special Milk Program (SMP)- Dept. of Education & Early Development*

ミルク支援プログラム SMP は公立・私立の学校や託児所、宿泊型託児施設など、子どもの修練やケアに貢献する団体を支援している。これらの教育・託児施設が子どもに給付した牛乳の費用を全額負担する。申請は子どもが所属する学校、キャンプ、託児機関で行う。

ウェブサイト： <http://www.eed.state.ak.us/tls/cnp/NSLP.html>

お問い合わせ： 907-465-8708

州教育機関へのお問い合わせ:

<http://www.fns.usda.gov/cnd/Contacts/StateDirectory.htm>

### (8) WIC- 女性、幼児、子どもの為の栄養補充プログラム

*Alaska Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants, and Children (WIC)*  
- Dept. of Health & Social Services

WICでは受給資格のある妊婦、母乳で子育てをする母親、専門家に健康リスクを指摘された乳児や5歳未満の子どもに対して、母乳教育支援、栄養教育、他の医療プログラムへの紹介サービスを行う。栄養を補充するために必要な食品の購入に必要な小切手の支給を数ヶ月毎に受けることができる。

ウェブサイト:

<http://dhss.alaska.gov/dpa/Pages/nutri/wic/participants/wicapplicationforms.aspx>

申請書のダウンロード: ご自身の家庭に当てはまる用紙で申請下さい。

(1) 家族用 (資格のある子ども全員を一括申請する場合)

[http://dhss.alaska.gov/dpa/Documents/dpa/programs/nutri/downloads/WIC/Family\\_Information.pdf](http://dhss.alaska.gov/dpa/Documents/dpa/programs/nutri/downloads/WIC/Family_Information.pdf)

(2) 妊婦用

[http://dhss.alaska.gov/dpa/Documents/dpa/programs/nutri/downloads/WIC/Pregnant\\_Application.pdf](http://dhss.alaska.gov/dpa/Documents/dpa/programs/nutri/downloads/WIC/Pregnant_Application.pdf)

(3) 6ヶ月未満の子どもを持つ母親、母乳で育児している1歳未満の子どもを持つ申請者用

<http://dhss.alaska.gov/dpa/Documents/dpa/programs/nutri/downloads/WIC/BF.pdf>

(4) 1歳未満の子どものための申請

[http://dhss.alaska.gov/dpa/Documents/dpa/programs/nutri/downloads/WIC/Infant\\_Application.pdf](http://dhss.alaska.gov/dpa/Documents/dpa/programs/nutri/downloads/WIC/Infant_Application.pdf)

(5) 1歳から5歳までの子どものための申請

<http://dhss.alaska.gov/dpa/Documents/dpa/programs/nutri/downloads/WIC/childapp.pdf>

お問い合わせ先: 907-465-3100

申請先: <http://dhss.alaska.gov/dpa/Pages/nutri/wic/participants/wicfindclinicmap.aspx>

\*申請は上のリンクから最寄の WIC オフィスをお探しの上、直接お問い合わせください。

### (9) 夏期食料支援サービス

*Alaska Summer Food Service- Dept. of Education & Early Development*

受給資格のある子どもたちに、夏休み中の食料支援を行う。休校の間、子ども達が学習したり、遊んだり、成長するために必要な栄養を得られるように、申請資格を満たす子供たちに夏期休暇期間中提供される。

ウェブサイト: <http://www.eed.state.ak.us/tls/cnp/sfsp.html>

お問い合わせ先: 907-465-3316

申請書のダウンロード:

[http://www.eed.state.ak.us/tls/cnp/docs/SFSP\\_HouseholdIncomeApplication12.doc](http://www.eed.state.ak.us/tls/cnp/docs/SFSP_HouseholdIncomeApplication12.doc)

申請先: [http://www.eed.state.ak.us/tls/cnp/pdf/SFSP\\_sites.pdf](http://www.eed.state.ak.us/tls/cnp/pdf/SFSP_sites.pdf)

\*申請先リストから最寄の施設をお探しの上、直接お問い合わせください。

### (10) 栄養補充プログラム

*Alaska Food Stamp Program (略称: SNAP)*

SNAPは受給資格のある人々に、栄養価の高い食品の購入支援を行う。受給者として認められる為には、アラスカ州住民である申請者の収入や資産(車、預金、株、債券など



の総額) が設定されている収入制限内である必要がある。

ウェブサイト：<http://dhss.alaska.gov/dpa/Pages/fstamps/default.aspx>

申請資格：

- アラスカ州住民である
- 21歳以下の子どもがいる家庭、親と同居していない未成年、食・住を共にしている他人同士の家庭
- 米国市民、米国籍者、もしくは **Qualified Alien**  
注) 親に申請資格が無くとも、その未成年の子供たちには受給資格がある可能性が有る
- 16歳から 59歳までの健康な資格保持者は、無職の場合は仕事探しに努め、要請された場合には職業訓練や仕事に就き、有職者の場合には仕事を辞めてはならない
- 一家族の資産が\$2,000以下もしくは、家族構成員に障害者や60歳以上の高齢者が居る場合には資産が\$3,250以下であること
- 月々の収入がガイドラインを超えないこと

申請書のダウンロード：<http://dpaweb.hss.state.ak.us/e-forms/pdf/gen50b-packet.pdf>

お問い合わせ先：907-465-3325

申請先：<http://dhss.alaska.gov/dpa/Pages/features/org/dpado.aspx>

\*最寄の公的扶助事務所を上記リンクから検索後、直接申請ください。

## (11) 失業保険

***Alaska Unemployment Insurance- Dept. of Labor & Workforce Development***

アラスカ州失業保険受給者資格に該当する者に対し、一時的経済支援を行う。

ウェブサイト：[http://www.labor.state.ak.us/esd\\_unemployment\\_insurance/home.htm](http://www.labor.state.ak.us/esd_unemployment_insurance/home.htm)

電話での申請：午前10時から午後3時に 1-888-252-2557迄お問い合わせ下さい。

オンラインでの申請先：<https://my.alaska.gov/PrerequisiteProcess?pubid=bif>

## (12) 光熱費削減支援プログラム (WAP)

***Alaska Weatherization Assistance Program- Dept. of Social Services***

光熱費・燃料費削減を目的とした、家の断熱工事支援プログラム。対象は低所得者層だが、高齢者、障害者、子どもを持つ家族、光熱費などの消費量が高い家族などを主な対象とする。

ウェブサイト：<http://www.ahfc.us/pros/grants/service-assistance-grants/weatherization-programs/>

お問い合わせ先：1-800-478-2432 (アンカレッジ外)、907-338-6100 (アンカレッジ内)

資格所有者の収入ガイドライン：

[http://www.ahfc.us/index.php/download\\_file/view/108/159/](http://www.ahfc.us/index.php/download_file/view/108/159/)

申請先：下記リンクより最寄りの事務所をお探しの上、お問い合わせください。

<http://www.ahfc.us/pros/grants/service-assistance-grants/weatherization-programs/>

お問い合わせ：1-800-478-2432 (アンカレッジ以外)、907-338-6100 (アンカレッジ内)

# アイダホ州

## Idaho CareLine 211 アイダホ・ケアライン

「生活扶助・福祉に関する情報を知りたいが、どこへ電話をしたらいいの？」

そんなことはありませんか？アイダホ州には、健康福祉局が運営する Idaho CareLine (Tel.211) という情報紹介サービスがあります。賃貸料、光熱費、医療保険、食糧や衣料、託児施設情報、緊急避難シェルターなど、州内の情報をオペレーターがご案内します。

### (1) 貧困・低所得者層への一時的現金支援 (TAFI)

#### *Temporary Assistance for Families in Idaho (TAFI)- Dept. of Health and Welfare*

TAFI は一時的な現金支給および就労支援サービスを資格者およびその子どもへ提供する。TAFI は受給資格のある低所得者家族に対し、衣類、食料、住まいなど、生活の必需品を提供するなど、プログラムの要であり、受給資格者の経済的自立を支援する。受給額上限は一家族につき \$309 までである。受給者は支援を受ける代わりに、自立に向けて積極的に就労訓練や就労活動を行っていく必要がある。TAFI の支援は 24 ヶ月を上限としており、支援を受け続ける為には、就労もしくはそれに代わる就労訓練に就いている必要がある。

ウェブサイト：

<http://healthandwelfare.idaho.gov/FoodCashAssistance/CashAssistance/CashAssistanceforFamilies/tabid/172/Default.aspx>

お問い合わせ先：1-877-456-1233

申請先：

[http://healthandwelfare.idaho.gov/Portals/0/FoodCashAssistance/CashAssistance/AABD/mapSROffices\\_20110112sw.pdf](http://healthandwelfare.idaho.gov/Portals/0/FoodCashAssistance/CashAssistance/AABD/mapSROffices_20110112sw.pdf)

申請書のダウンロード：

<http://healthandwelfare.idaho.gov/Portals/0/FoodCashAssistance/ApplicationForAssistance.pdf>

### (2) メディケイド(医療保険)

#### *Idaho Medicaid- Department of Health and Welfare*

医療行為を受ける為の収入の無い、低所得者、高齢者、盲目および身体障害者に対して提供される医療保険。メディケイドは診療費、病院での治療、処方箋薬、医療機関を行き来する交通費、子どもの予防接種、精神疾患および薬物やアルコール依存の治療費などの補填をする。

ウェブサイト：

<http://www.healthandwelfare.idaho.gov/Medical/Medicaid/tabid/123/Default.aspx>

お問い合わせ先：1-877-456-1233

申請先：

[http://healthandwelfare.idaho.gov/Portals/0/FoodCashAssistance/CashAssistance/AABD/mapSROffices\\_20110112sw.pdf](http://healthandwelfare.idaho.gov/Portals/0/FoodCashAssistance/CashAssistance/AABD/mapSROffices_20110112sw.pdf)

申請書のダウンロード：

<http://www.healthandwelfare.idaho.gov/Portals/0/FoodCashAssistance/ApplicationForAssistance.pdf>

### (3) フードスタンプ（食料支援プログラム）

#### *Idaho Food Stamp Program- Dept. of Health and Welfare*

低所得者に対して栄養価の高い食料を提供する。受給資格者はアイダホ・クエスト・カード（Idaho Quest Card）を利用して一般のスーパーや商店などで食料の購入ができる。状況が緊急を要する場合で、且つ資格が認められた場合には、申請から7日間で受給を受け始めることができる。

資格があるか否かをチェック：

<http://www.snap-step1.usda.gov/fns/>

ウェブサイト：

<http://www.healthandwelfare.idaho.gov/FoodCashAssistance/FoodStamps/tabid/90/Default.aspx>

申請先：

[http://healthandwelfare.idaho.gov/Portals/0/FoodCashAssistance/CashAssistance/AABD/mapSRoffices\\_20110112sw.pdf](http://healthandwelfare.idaho.gov/Portals/0/FoodCashAssistance/CashAssistance/AABD/mapSRoffices_20110112sw.pdf)

申請書のダウンロード：

<http://www.healthandwelfare.idaho.gov/Portals/0/FoodCashAssistance/ApplicationForAssistance.pdf>

### (4) 光熱費支援プログラム

#### *Idaho Low Income Home Energy Assistance Program (LIHEAP)*

##### *-Dept. of Health and Welfare*

受給資格のある低所得者に対し、冬季限定（11月

1日～3月31日）で光熱費の一部負担を行うほか、窓ガラスの破損、煙突の修復などの効率的な熱の消費を促すことを目的とした家の修繕費を負担する。資格者は、過去三ヶ月の収入が、連邦政府制定の貧困ラインの150%以下である必要がある。

申請には次の書類を携帯すること：

- ① 家族構成員全ての出生証明書
- ② 家族構成員全てのソーシャル・セキュリティ・ナンバー
- ③ 光熱費の請求書
- ④ 住居証明（光熱費の請求書に住所があれば、それを④として使用可）
- ⑤ 過去三ヶ月の収入証明（給与明細、障害者保険明細など）

ウェブサイト：

<http://www.idahocommunityaction.org/programs/programsenergyassistance/>

資格査定および申請先：<http://www.idahocommunityaction.org/stimulus/weatherization-assistance-program-wap/low-income-home-energy-assistance-program-providers/>

### (5) ヘッドスタート

#### *Idaho Head Start- Dept. of Health and Welfare*

3～5歳児を対象とするヘッドスタートと、妊婦、乳幼児を対象としたアーリー・ヘッドスタートプログラムとが存在し、教育、健康、栄養、福祉サービスを総合的に提供することで低所得者層の子どもたちの就学支援を行う。プログラムの成功には子どもの親

の積極的な参加が鍵を握っているため、親に対しても子育てに必要な福祉サービスが提供される。季節労働者も受給資格を有する。

ウェブサイト：<http://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/hslc/HeadStartOffices>

お問い合わせ：(208) 345-1182

申請先事務所の検索：<http://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/hslc/HeadStartOffices>

\*お近くのヘッドスタート事務所をお探しの上、申請の手続きを行ってください。

#### (6) 子どものための医療保険プログラム (CHIP)

##### **Idaho Children's Health Insurance Program- Dept. of Health and Welfare**

CHIP はメディケイドの受給資格の無い、連邦貧困レベル 200%以下の家庭に対して提供される、19 歳未満の子どもを対象とした医療保険。受給資格のある子どもたちは、病院での治療、内科診療、歯科治療、レントゲン、処方箋薬および精神疾患や物質依存の治療を受ける事ができる。

ウェブサイト：

<http://healthandwelfare.idaho.gov/Medical/Medicaid/IdahoHealthPlanforChildren/tabid/219/Default.aspx>

お問い合わせ先：1-800-926-2588

#### (7) 学校給食プログラム (朝食・昼食)

##### **Idaho School Breakfast and Lunch Program- Dept. of Education**

給食プログラムは公立、私立、託児所に通う子どもたちに、栄養価の高い、無料もしくは低価格の朝食や昼食を提供する。プログラムの恩恵にあずかる事ができる教育機関には、知的・身体的障害者の家庭、グループホーム、一時宿泊所、孤児院、少年院なども含まれる。申請は個々の学校および教育機関で行う。アフタースクールプログラムのある学校では、おやつを提供することもある。

ウェブサイト：<http://www.sde.idaho.gov/site/cnp/nslp/>

お問い合わせ先：208-332-6820

申請書のダウンロード：

<http://www.sde.idaho.gov/site/cnp/nslp/FandR/Free%20and%20Reduced%20Price%20Meal%20Application-Instructions-Parent%20Letter%202012-2013.pdf>

#### (8) ミルク支援プログラム

##### **Idaho Special Milk Program- Dept. of Education**

ミルク支援プログラム SMP は学校や託児所に通う、連邦政府提供の食料支援プログラムに加入していない子どもたちに対して牛乳を提供する。申請は子どもが所属する学校、キャンプ、託児機関で行う。

ウェブサイト：<http://www.sde.idaho.gov/site/cnp/specialMilkProgram/>

お問い合わせ先：208-332-6820

申請書のダウンロード：

<http://www.sde.idaho.gov/site/cnp/specialMilkProgram/docs/Free%20Milk%20Application-Letter-Instructions.doc>

### **(9) WIC- 女性、幼児、子どもの為の栄養補充プログラム**

#### ***Idaho Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants, and Children (WIC)- Dept. of Health and Welfare***

WIC では受給資格のある妊婦、母乳で子育てをする母親、専門家に健康リスクを指摘された乳児や5歳未満の子どもに対して、母乳教育支援、栄養教育、他の医療プログラムへの紹介サービスを行う。栄養を補充するために必要な食品の購入に必要な小切手の支給を数ヶ月毎に受けることができる。

ウェブサイト：<http://healthandwelfare.idaho.gov/Default.aspx?TabId=92>

お問い合わせ先・申請先（最寄の WIC 事務所にて申請ください）：

<http://healthandwelfare.idaho.gov/Portals/0/FoodCashAssistance/CashAssistance/TAFI/local%20clinics.pdf>

申請書のダウンロード：

<http://healthandwelfare.idaho.gov/Portals/0/FoodCashAssistance/WomenInfantsandChildren/105Eappinfo.pdf>

### **(10) 夏期食料支援サービス**

#### ***Idaho Summer Food Service Program (SFSP)- Dept. of Education***

18歳以下の受給資格のある子どもたちに、夏休み中の食料支援を行う。休校の間、子ども達が学習したり、遊んだり、成長するために必要な栄養を得られるように、申請資格を満たす子供たちに夏期休暇期間中提供される。

ウェブサイト：<http://www.sde.idaho.gov/site/cnp/summerFoods/>

お問い合わせ先：1-800-926-2588

申請先の検索はこちら：<http://www.sde.idaho.gov/site/cnp/summerFoods/map.htm>

### **(11) 失業保険**

#### ***Idaho Unemployment Insurance- Dept. of Labor***

アイダホ州失業保険受給者資格に該当する者に対し、一時的経済支援を行う。受給に預かるためには、正当な理由で失業しており（不景気による会社側からの解雇など）、就労の機会に恵まれれば、正社員、パートを問わず就職する意思を有していることが必要である。アイダホ州内での就労であれば、ほぼ全ての失業者が失業手当に預かることができる。ただし、個人事業主や自営業の場合には、失業保険を受けられない場合がある。

ウェブサイト：

<http://labor.idaho.gov/dnn/Default.aspx?TabId=681&AspxAutoDetectCookieSupport=1>

インターネットから申請：

<http://labor.idaho.gov/iw/UIClaim/Main.asp?debugmarker=1&URL=/iw/UIClaim/Main.asp&VersionDate=11/14/2007%206:45:00%20PM>

お問い合わせ先：<http://labor.idaho.gov/pdf/LocalOfficeDirectory.pdf>

# オレゴン州

「どんな公的扶助に預かることができるのか簡単にわからないかしら？」

そんな時は、**OREGON HELPS!** (オレゴン ヘルプス!) と呼ばれるオンライン査定ツールを利用することをお勧めする。所要時間は5分程度で、家族構成や収入などを回答するだけで、受給可能なプログラムを知ることが出来る。匿名で査定できるため、調べた結果申し込まなければいけないなどのプレッシャーは無い。

Oregon Helps!の査定ツールは下記リンクから：

<http://www.oregonhelps.org/>

## (1) 貧困・低所得者層への一時的現金支援 (TANF)

*Oregon Temporary Assistance for Needy Families- Dept. of Human Services*

TANF は自立に向けて努力している、子どもの居る家庭に対し、一時的現金支援を行う。プログラムのゴールは、受給者が就労を通して貧困生活から脱出することを支援することにある。TANFの受給に預かるには、資産や収入が極めて限られていることが条件である。現在の最大支給額は、3人家族で\$506までである。公的扶助の受給額は電子カード「オレゴン・トレイル カード」で管理する。

ウェブサイト：<http://www.oregon.gov/DHS/assistance/Pages/cash/tanf.aspx>

事務所での申請：<http://www.oregon.gov/dhs/assistance/pages/localoffices.aspx>

申請書のダウンロード：<https://apps.state.or.us/Forms/Served/me0415f.pdf>

## (2) 医療支援プログラム

*Oregon Health Plan (Medicaid)*

メディケイドの名前で知られる医療支援制度は、貧困層および低所得者の成人に対して支給される医療保険である。州が管理する制度で、州と連邦政府からの資金で成り立っている。受給資格者は過去6ヶ月間医療保険が無かった人に限られるが、例外として妊婦の場合は、他の医療保険に加入していてもメディケイドの申請資格を有する。受給者の費用負担には、月毎に保険料金を支払う形と、医療処置に応じて自己負担額が生じる形式とがある。保険は医療処置、限定的緊急歯科処置、メンタルヘルスに関する治療および外来での物質依存治療に適用される。

ウェブサイト：[http://www.oregon.gov/oha/healthplan/Pages/app\\_benefits/main.aspx](http://www.oregon.gov/oha/healthplan/Pages/app_benefits/main.aspx)

お問い合わせ先：1-800-359-9517

オンライン申請：<https://apps.state.or.us/mbs/>

事務所での申請：<http://www.oregon.gov/DHS/assistance/pages/localoffices.aspx>

\*上記リンクから最寄りのオフィスを探すか、**1-800-699-9075** でオフィスの住所を探すことが可能。オフィスでは直接申し込みが出来る。

### (3) 食料支援プログラム (SNAP)

#### ***Oregon Supplemental Nutritional Assistance Program (SNAP)***

フードスタンプの名称で知られていたプログラムが、現在は名称変更して SNAP と呼ばれている。SNAP は低所得者層に対し、栄養価の高い食品の購入を支援する。受給資格を得る為には、申請者の収入が連邦貧困ガイドラインの 200% 以下である必要があり、受給額は申請者の収入および控除額に左右される。受給額は受給者個人の SNAP 口座に振り込まれる。

ウェブサイト :

<http://www.oregon.gov/DHS/assistance/Pages/foodstamps/foodstamps.aspx#overview>

オンライン申請 : <https://apps.state.or.us/onlineApplication/>

申請書のダウンロード : <http://dhsforms.hr.state.or.us/Forms/Served/DE0415F.pdf>

事務所での申請 : <http://www.oregon.gov/DHS/assistance/pages/localoffices.aspx>

\*上記リンクから最寄りのオフィスを探すか、**1-800-723-3638** でオフィスの住所を探すことが可能。オフィスでは直接申し込みが出来る。

### (4) 暖房費支援プログラム

#### ***Oregon Low Income Energy Assistance Program (LIEAP)***

LIEAP は家庭の暖房費を支援するプログラムで、その支払いは **LIEAP** から直接それぞれの電力会社へ支払われる。このプログラムでは、熱効率の悪い電化製品や暖炉などの取り替え支援はほとんど行っていない。

ウェブサイト :

[http://www.oregon.gov/ohcs/pages/sos\\_low\\_income\\_energy\\_assistance\\_oregon.aspx](http://www.oregon.gov/ohcs/pages/sos_low_income_energy_assistance_oregon.aspx)

最寄りの申請事務所を郡別に検索 :

[http://www.oregon.gov/ohcs/CRD/SOS/docs/Get\\_Assistance\\_by\\_County.pdf](http://www.oregon.gov/ohcs/CRD/SOS/docs/Get_Assistance_by_County.pdf)

オンライン申請 :

<http://www.oregon.gov/ohcs/crd/sos/docs/energyassistancereferrals.pdf>

お問い合わせ : 1-800-553-5511

### (5) 子どものための医療保険プログラム

#### ***Oregon State Children's Health Insurance Program (SCHIP)***

SCHIP は 19 歳未満の子どもたちのための医療保険である。SCHIP は収入ガイドラインを満たす 19 歳未満の子どもおよび、妊婦に対して提供される。

ウェブサイト : [http://www.oregon.gov/oha/healthplan/Pages/app\\_benefits/main.aspx](http://www.oregon.gov/oha/healthplan/Pages/app_benefits/main.aspx)

お問い合わせ先 : 1-800-359-9517

オンライン申請 : <https://apps.state.or.us/mbs/>

事務所での申請 : <http://www.oregon.gov/DHS/assistance/pages/localoffices.aspx>

\*上記リンクから最寄りのオフィスを探すか、1-800-699-9075 でオフィスの住所を探すことが可能。オフィスでは直接申し込みが出来る。

### (6) ヘッドスタート

#### ***Oregon Head Start- Dept. of Education***

3~5 歳児を対象とするヘッドスタートと、妊婦、乳幼児を対象としたアーリー・ヘッ

ドスタートプログラムとが存在し、教育、健康、栄養、福祉サービスを総合的に提供することで低所得者層の子どもたちの就学支援を行う。プログラムの成功には子どもの親の積極的な参加が鍵を握っているため、親に対しても子育てに必要な福祉サービスが提供される。季節労働者も受給資格を有する。ヘッドスタートには半日、全日、施設での提供、家庭での提供、その両方の形態がある。

ウェブサイト：<http://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/hslc/HeadStartOffices>

お問い合わせ：503-378-3600 2619

申請先事務所の検索：<http://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/hslc/HeadStartOffices>

\*お近くのヘッドスタート事務所をお探しの上、申請の手続きを行ってください。

### (7) 学校給食プログラム（朝食・昼食）

#### *Oregon School Breakfast and Lunch Program*

学校給食プログラムはそれぞれの学校に、栄養価の高い朝食や昼食を生徒に毎日提供できるように助成金を提供している。家族に支払い能力が無い為に学校給食を受ける事ができない子どもたちに、他の子どもたち同様に栄養価の高い食事を提供する事を目的としている。

オンライン申請：<https://district.ode.state.or.us/apps/frlapp/default.aspx>

お問い合わせ先：503-378-3569

申請先：申請は子どもの通う学校へ直接行うこと。学校のリストは下記リンクへ。

<http://www.ode.state.or.us/search/results/?id=227>

### (8) ミルク支援プログラム

#### *Oregon Special Milk Program*

ミルク支援プログラムでは一人の子どもに対し半ポイント（約236ミリリットル）の牛乳費の負担をする。その他の連邦政府支給の食料プログラムとの併用は不可。条件に応じて、19もしくは21歳未満まで受給に預かる事ができる。

ウェブサイト：<http://www.ode.state.or.us/search/page/?id=2000>

お問い合わせ先：503-378-3569

申請書のダウンロード：[http://www.ode.state.or.us/wma/nutrition/snp/memos/3514fp\\_application\(milk\).pdf](http://www.ode.state.or.us/wma/nutrition/snp/memos/3514fp_application(milk).pdf)

申請先：申請は子どもの通う学校へ直接行うこと。

### (9) WIC- 女性、幼児、子どもの為の栄養補充プログラム

#### *Oregon Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants, and Children (WIC)*

WICでは受給資格のある妊婦、母乳で子育てをする母親、専門家に健康リスクを指摘された乳児や5歳未満の子どもに対して、母乳教育支援、栄養教育、他の医療プログラムへの紹介サービスを行う。栄養を補充するために必要な食品の購入に必要な小切手の支給を数ヶ月毎に受けることができる。



ウェブサイト:

<http://public.health.oregon.gov/HealthyPeopleFamilies/wic/Pages/index.aspx>

お問い合わせ先: 1-800-SAFENET

申請先:

<http://public.health.oregon.gov/HealthyPeopleFamilies/wic/Pages/countyinfo.aspx>

#### (10) 夏期食料支援サービス

##### *Oregon Summer Food Service (SFSP)*

SFSP は低所得者層の子どもたちに、学校が夏休みの間中栄養価の高い食事を提供する。

ウェブサイト: <http://www.ode.state.or.us/search/results/?id=208>

お問い合わせ先: 503-378-3600 (内線 2619)

#### (11) 失業保険

##### *Oregon Unemployment Insurance*

オレゴン州失業保険受給者資格に該当する者に対し、一時的経済支援を行う。

ウェブサイト: <http://www.oregon.gov/EMPLOY/UI/Pages/index.aspx>

オンライン申請:

<https://ssl8.emp.state.or.us/ocs4/index.cfm?u=F20130331A183010B36753582.3527&lang=E>

お問い合わせ先/ 申請先: 1-877-FILE-4-UI (1-877-345-3484)

#### (12) 光熱費削減支援プログラム (WAP)

##### *Oregon Weatherization Assistance Program*

WAP は受給資格のある低所得者家庭に光熱費を削減するための資材などの提供を行い、消費エネルギーの削減に役立てる。WAP は高齢者、障害者、子どもの居る家庭や、光熱費の高い家庭に優先して省エネルギー材料を提供する。持ち家に限らず、賃貸物件に対しても条件に見合えば支給を受ける事ができる。

ウェブサイト:

[http://www.oregon.gov/OHCS/Pages/SOS\\_Low\\_Income\\_Weatherization\\_Assistance\\_Oregon.aspx](http://www.oregon.gov/OHCS/Pages/SOS_Low_Income_Weatherization_Assistance_Oregon.aspx)

受給資格: [http://www.oregon.gov/ohcs/pdfs/2009\\_weatherizationprocess.pdf](http://www.oregon.gov/ohcs/pdfs/2009_weatherizationprocess.pdf)

お問い合わせ先/ 申請先:

<http://www.oregon.gov/OHCS/CRD/SOS/docs/WeatherizationReferrals.pdf>

## モンタナ州

#### (1) 貧困・低所得者層への一時的現金支援 (TANF)

##### *Montana Temporary Assistance for Needy Families (TANF)*

- Dept. of Public Health & Human Services

受給資格者の経済的自立を支援する目的で現金支給を行う。受給者は支援を受ける代わりに、自立に向けて積極的に就労訓練や就労活動を行っていく必要がある。受給者が職業訓練や教育レベルの向上を元に仕事を確保し、一日でも早い公的扶助からの独立を実現することを目的としている。

ウェブサイト: <http://www.dphhs.mt.gov/hcsd/tanf/tanfeligibility.shtml>

オンライン申請:

<https://app.mt.gov/mtc/apply/checklist.html;jsessionid=764BA1E7BE84E5398CB01A0130BF1B2F.node1>

申請先公的扶助オフィス:

<http://www.dphhs.mt.gov/contactus/humancommunityservices.shtml>

## (2) 医療費支援プログラム

### *Montana Medicaid Program- Dept. of Public Health& Human Services*

メディケイドの名前で知られる医療支援制度は、貧困層および低所得者らに対して支給される医療保険である。州が管理する制度で、州と連邦政府からの資金で成り立っている。また、受給者は次のいずれかに該当する必要があります。(1) 19歳未満の扶養家族のいる大人、(2) 未成年者、(3) 妊婦、(4) 乳がんもしくは子宮頸がんの診断を受けた女性、(5) 65歳以上の人、(6) 社会保険の査定で、盲目あるいは障害者の認定を受けている人。メディケイドの保障範囲にはフル(完全保障)とベーシック(基本保障)の2種類があり、フルの適用を受けるためには①21歳未満であること、②盲目あるいは障害者認定を受けていること、③65歳以上であること、④妊娠中である、のいずれかを満たしている必要がある。ベーシックの補償範囲は歯科治療や視覚検査、メガネや訪問医療などを除き、基本的な医療処置は全て受けられる。

ウェブサイト: <http://www.dphhs.mt.gov/programsservices/medicaid.shtml>

お問い合わせ先: 1-800-362-8312

事務所での申請: <http://www.dphhs.mt.gov/contactus/humancommunityservices.shtml>

オンラインでのお申し込み: <https://app.mt.gov/mtc/apply/index.html>

\* オンラインで申請をする場合、収入証明は別途ファックス 1-877-418-4533 か郵送にて Healthy Montana Kids Program, PO Box 202951, Helena, MT 59620 まで送る必要がある。

申請書のダウンロード:

<http://hmk.mt.gov/documents/HMKapplicationDec2011version.pdf>

## (3) 子どもの為の医療保険 (ヘルシー モンタナ キッズ プラス)

### *Healthy Montana Kid's Plus (HMK Plus)*

ヘルシー・モンタナ・キッズプラスはモンタナ州在住の未保険加入の子どもたちに、安価な医療保険を提供する目的で設立。子どもの受ける医療行為に対してわずかな自己負担額があるが、一家族につき年間上限を\$215 としており、それ以上の自己負担は無い。また既往症の有無に関わらず、保険の加盟ができる。適用範囲には、診療費、予防的医療、緊急医療、処方箋薬、眼鏡、歯科治療、緊急搬送のための交通費、精神疾患および物質依存症の治療費などが含まれている。

ウェブサイト: <http://www.dphhs.mt.gov/programsservices/medicaid.shtml>

お問い合わせ先: 1-800-362-8312

事務所での申請: <http://www.dphhs.mt.gov/contactus/humancommunityservices.shtml>

オンラインでのお申し込み: <https://app.mt.gov/mtc/apply/index.html>

\* オンラインで申請をする場合、収入証明は別途ファックス 1-877-418-4533 か郵送にて Healthy Montana Kids Program, PO Box 202951, Helena, MT 59620 まで送る必要がある。

申請書のダウンロード:

<http://hmk.mt.gov/documents/HMKapplicationDec2011version.pdf>

#### (4) フードスタンプ (食料支援プログラム)

**Montana Supplemental Nutritional Assistance Program**

**- Dept. of Public Health & Human Services**

フードスタンプの名称で知られていた プログラムが、現在は名称変更して SNAP と呼ばれている。SNAP は低所得者層に対し、栄養価の高い食品の購入を支援する。受給資格を得る為には、申請者の収入が連邦貧困ガイドラインの 200% 以下である必要があり、受給額は申請者の収入および控除額に左右される。受給額は受給者個人の SNAP 口座に振り込まれる。

ウェブサイト: <http://www.dphhs.mt.gov/hcsd/snap/index.shtml>

オンライン申請: <https://app.mt.gov/mtc/apply/index.html>

申請書のダウンロード: <http://www.dphhs.mt.gov/formsapplications/foodstamp.pdf>

申請先: <http://www.dphhs.mt.gov/contactus/humancommunityservices.shtml>

#### (5) 光熱費支援プログラム (LIHEAP)

**Montana Low Income Home Energy Assistance Program- Dept. of Community Affairs**

受給資格のある家庭に対し、冬期暖房費の支援を行う。暖房を利用できずに健康を害する市民を支援することを目的としている。資格者はこのプログラムを通じて、暖房に用いる灯油、天然ガス、電気、プロパンガス、石炭や薪代などを負担してもらえる。持ち家、賃貸関わらず支援を受ける事が可能である。

ウェブサイト:

<http://www.dphhs.mt.gov/programsservices/energyassistance/eligibilityoffices.shtml>

お問い合わせ先: 1-800-332-2272

申請書のダウンロード:

<http://www.dphhs.mt.gov/programsservices/energyassistance/energyassistanceapplication.pdf>

#### (6) ヘッドスタート

**Montana Head Start- Dept. of Education**

3～5歳児を対象とするヘッドスタートと、妊婦、乳幼児を対象としたアーリー・ヘッドスタートプログラムとが存在し、教育、健康、栄養、福祉サービスを総合的に提供することで低所得者層の子どもたちの就学支援を行う。プログラムの成功には子どもの親の積極的な参加が鍵を握っているため、親に対しても子育てに必要な福祉サービスが提

供される。季節労働者も受給資格を有する。ヘッドスタートには半日、全日、施設での提供、家庭での提供、その両方の形態がある。

ウェブサイト：<http://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/hslc/HeadStartOffices>

お問い合わせ：1-866-239-0548

申請先事務所の検索：<http://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/hslc/HeadStartOffices>

\*お近くのヘッドスタート事務所をお探しの上、申請の手続きを行ってください。

#### (7) 学校給食プログラム（朝食・昼食）

##### *Montana School Breakfast and Lunch Program- Dept. of Agriculture*

学校給食プログラムはそれぞれの学校に、栄養価の高い朝食や昼食を生徒に毎日提供できるように助成金を提供している。家族に支払い能力が無い為に学校給食を受ける事ができない子どもたちに、他の子どもたち同様に栄養価の高い食事を提供する事を目的としている。

ウェブサイト：<http://opi.mt.gov/Programs/SchoolPrograms/>

お問い合わせ先：406-444-2502

申請先：申請は子どもの通う学校へ直接行うこと。学校のリストは下記リンクへ。  
[http://opi.mt.gov/Programs/SchoolPrograms/School\\_Nutrition/index.html](http://opi.mt.gov/Programs/SchoolPrograms/School_Nutrition/index.html)

#### (8) WIC- 女性、幼児、子どもの為の栄養補充プログラム

##### *Montana Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants, and Children (WIC)- Dept. of Health and Senior Services*

WICでは受給資格のある妊婦、母乳で子育てをする母親、専門家に健康リスクを指摘された乳児や5歳未満の子どもに対して、母乳教育支援、栄養教育、他の医療プログラムへの紹介サービスを行う。栄養を補充するために必要な食品の購入に必要な小切手の支給を数ヶ月毎に受けることができる。

ウェブサイト：<http://wic.mt.gov/>

お問い合わせ先：1-800-392-8209

申請先：申請は最寄りのWICオフィス（下記リンクから）にて行って下さい。  
<http://wic.mt.gov/documents/ClinicPhoneList.pdf>

#### (9) ミルク支援プログラム

##### *Montana Special Milk Program*

ミルク支援プログラムは健康や成績向上のために、子どもがもっと牛乳を飲むようになる事を奨励している。連邦政府から給食支援などを受けている学校では、このプログラムは併用されていない。

ウェブサイト：

[http://www.opi.mt.gov/Programs/SchoolPrograms/School\\_Nutrition/index.html](http://www.opi.mt.gov/Programs/SchoolPrograms/School_Nutrition/index.html)

お問い合わせ先：406-444-2501

申請先：申請は子どもの通う学校へ直接行うこと。

#### (10) 失業保険

### **Montana Unemployment Insurance- Dept. of Labor and Industry**

モンタナ州失業保険受給者資格に該当する者に対し、一時的経済支援を行う。

ウェブサイト: <http://uid.dli.mt.gov/uid/telephone.asp>

オンライン申請: <https://app.mt.gov/ui4u/index>

お問い合わせ先: 406-444-2545 (ヘレナ)、406-247-1000 (ビリングス)

### **(11) 光熱費削減支援プログラム (WAP)**

#### **Montana Weatherization Assistance Program**

WAP は受給資格のある低所得者家庭に光熱費を削減するための資材などの提供を行い、消費エネルギーの削減に役立てる。WAPは高齢者、障害者、子どもの居る家庭や、光熱費の高い家庭に優先して省エネルギー材料を提供する。持ち家に限らず、賃貸物件に対しても条件に見合えば支給を受ける事ができる。

ウェブサイト:

<http://www.dphhs.mt.gov/programsservices/energyassistance/eligibilityoffices.shtml>

お問い合わせ先: 1-800-332-2272

申請書のダウンロード:

<http://www.dphhs.mt.gov/programsservices/energyassistance/energyassistanceapplication.pdf>

## **ワシントン州**

### **(1) ワークファースト(貧困・低所得者層への一時的現金支援)**

#### **Washington Work First- Dept. Social and Health Services**

ワシントン州の現金支援制度をワークファーストと呼び、連邦政府の TANF のガイドラインに従って支給が行われている。TANF は貧困層および低所得者に対する連邦政府提供の公的扶助制度であり、職業訓練、職業斡旋などのサービスを通して、政府への経済依存に終止符を打つ事を使命とする。州毎にその運営がされている。

ウェブサイト: [http://www.dshs.wa.gov/onlinecso/TANF\\_Support\\_Services.shtml](http://www.dshs.wa.gov/onlinecso/TANF_Support_Services.shtml)

お問い合わせ先: 1-877-501-2233

オンライン申請:

<https://www.washingtonconnection.org/eapplication/home.go?action=Introduction&source=&fs=100>

申請先: <http://www.dshs.wa.gov/onlinecso/findservice.shtml>

### **(2) ベーシック・フード (食料支援プログラム)**

#### **Washington Supplemental Nutritional Assistance Program (SNAP)**

**- US Dept. of Agriculture**

SNAP の名で知られる連邦食料支援プログラムを、ワシントン州ではベーシック・フードと呼ぶ。ベーシックフードは低所得者層に対し、栄養価の高い食品の購入を支援する。

受給額は受給者個人の福祉口座に振り込まれ、現金のように小売り店などで利用する事が可能である。受給額は家族構成員数、収入、資産などによって決定される。

ウェブサイト: [http://foodhelp.wa.gov/basic\\_food.htm](http://foodhelp.wa.gov/basic_food.htm)

お問い合わせ先: 1-877-501-2233

オンライン申請:

[https://www.washingtonconnection.org/eapplication/home.go?action=Introduction&locale=en\\_US](https://www.washingtonconnection.org/eapplication/home.go?action=Introduction&locale=en_US)

### (3) メディケイド (医療保険)

#### *Washington Medicaid- Washington State Health Care Authority*

メディケイドは、ワシントン州居住の低所得者に提供される医療保険である。加盟者の年齢、経済状況、家族状況、居住環境に応じてメディケイドの保障範囲が異なる場合がある他、加盟者に小額の自己負担額が生じる場合もある。

ウェブサイト: <http://www.adsa.dshs.wa.gov/pubinfo/benefits/medicaid.htm>

申請書のダウンロード: [http://www.dshs.wa.gov/pdf/ms/forms/14\\_001.pdf](http://www.dshs.wa.gov/pdf/ms/forms/14_001.pdf)

オンライン申請:

[https://www.washingtonconnection.org/eapplication/home.go?action=Introduction&locale=en\\_US](https://www.washingtonconnection.org/eapplication/home.go?action=Introduction&locale=en_US)

事務所申請: <http://www.adsa.dshs.wa.gov/Resources/clickmap.htm>

### (4) 子どものための医療保険プログラム

#### *Washington Children's Health Insurance Plus (CHIP)*

SCHIP は 19 歳未満の子どもたちのための医療保険である。SCHIP は収入ガイドラインを満たす 19 歳未満の子どもおよび、妊婦に対して提供される。

ウェブサイト: <http://www.hca.wa.gov/medicaid/Pages/index.aspx>

申請書のダウンロード: [http://www.dshs.wa.gov/pdf/ms/forms/14\\_380.pdf](http://www.dshs.wa.gov/pdf/ms/forms/14_380.pdf)

お問い合わせ先: 1-877-543-7669

### (5) 光熱費支援プログラム (LIHEAP)

#### *Washington Low-Income Home Energy Assistance Program (LIHEAP)*

受給資格のある低所得者に対し、光熱費の支援を行う。申請は最寄りの社会福祉事務所から行う。申請先事務所毎に申請手続きが異なる場合があるため、事務所の指示に従ってください。

ウェブサイト: <http://www.commerce.wa.gov/Services/individualassistance/Low-Income-Home-Energy-Assistance-Program/Pages/default.aspx>

申請資格確認ツール・予約システム:

<http://www.commerce.wa.gov/Services/individualassistance/Low-Income-Home-Energy-Assistance-Program/How-to-Apply/Pages/On-line-Application.aspx>

申請先事務所の検索:

<http://www.commerce.wa.gov/Services/individualassistance/Low-Income-Home-Energy-Assistance-Program/How-to-Apply/Pages/default.aspx>

## **(6) ワシントン・ヘッドスタート&アーリー・ヘッドスタート**

### ***Washington Head Start& Early Head Start***

3～5歳児を対象とするヘッドスタートと、妊婦、乳幼児を対象としたアーリー・ヘッドスタートプログラムとが存在し、教育、健康、栄養、福祉サービスを総合的に提供することで低所得者層の子どもたちの就学支援を行う。プログラムの成功には子どもの親の積極的な参加が鍵を握っているため、親に対しても子育てに必要な福祉サービスが提供される。季節労働者も受給資格を有する。ヘッドスタートには半日、全日、施設での提供、家庭での提供、その両方の形態がある。

ウェブサイト：<http://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/hslc/HeadStartOffices>

お問い合わせ：1-866-239-0548

申請先事務所の検索：<http://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/hslc/HeadStartOffices>

\*お近くのヘッドスタート事務所をお探しの上、申請の手続きを行ってください。

## **(7) WIC- 女性、幼児、子どもの為の栄養補充プログラム**

### ***Washington Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants, and Children (WIC)- Dept. of Health***

WICでは受給資格のある妊婦、母乳で子育てをする母親、専門家に健康リスクを指摘された乳児や5歳未満の子どもに対して、母乳教育支援、栄養教育、他の医療プログラムへの紹介サービスを行う。栄養を補充するために必要な食品の購入に必要な小切手の支給を数ヶ月毎に受けることができる。

ウェブサイト：<http://www.doh.wa.gov/YouandYourFamily/WIC.aspx>

お問い合わせ先：1-800-322-2588

申請先：最寄りの WIC 事務所にて直接お申し込み下さい。

<https://resources.parenthelp123.org/service/wic-nutrition-program-for-women-infants-children>

## **(8) 学校給食プログラム（朝食・昼食）**

### ***Washington School Breakfast and Lunch Program - Office of Superintendent of Public Instruction***

学校給食プログラムはそれぞれの学校に、栄養価の高い朝食や昼食を生徒に毎日提供できるように助成金を提供している。家族に支払い能力が無い為に学校給食を受ける事ができない子どもたちに、他の子どもたち同様に栄養価の高い食事を提供する事を目的としている。

ウェブサイト：<http://www.k12.wa.us/ChildNutrition/Programs/NSLBP/default.aspx>

申請先：申請は子どもの通う学校で直接行うこと。学校のリストは下記リンクへ。

<http://www.k12.wa.us/maps/SDmainmap.aspx>

## **(9) ミルク支援プログラム**

### ***Washington Special Milk Program- Office of Superintendent of Public Instruction***

ミルク支援プログラム SMP は学校や託児所に通う、連邦政府提供の食料支援プログラムに加入していない子どもたちに対して牛乳を提供する。

ウェブサイト: [http://www.fns.usda.gov/cnd/Application/application\\_process.htm](http://www.fns.usda.gov/cnd/Application/application_process.htm)

お問い合わせ先: 360-725-6000

申請先: 申請は子どもが所属する学校、キャンプ、託児機関で行う。

#### (10) 夏期食料支援サービス

##### ***Washington Summer Food Service- Office of Superintendent of Public Instruction***

18歳以下の受給資格のある子どもたちに、夏休み中の食料支援を行う。休校の間、子ども達が学習したり、遊んだり、成長するために必要な栄養を得られるように、申請資格を満たす子供たちに夏期休暇期間中提供される。

ウェブサイト:

<http://www.k12.wa.us/ChildNutrition/programs/SummerPrograms/default.aspx>

お問い合わせ先: 360-725-6200

#### (11) 失業保険

##### ***Washington Unemployment Insurance- Employment Security Department***

ワシントン州失業保険受給者資格に該当する者に対し、一時的経済支援を行う。

ウェブサイト: <http://www.esd.wa.gov/uibenefits/index.php>

オンライン申請: <https://fortress.wa.gov/esd/webic/intropage.aspx?Lang=en-us>

お問い合わせ先: 800-318-6022

#### (12) 光熱費削減支援プログラム (WAP)

##### ***Washington Weatherization Assistance Program- Dept. of Commerce***

光熱費・燃料費削減を目的とした、家の内装・改造支援プログラム。ワシントン州の多くの住宅が光熱費が安価な時期に建てられている為、住宅の暖房費が省エネルギー住宅に比べて極めて高い。このプログラムはそのような住宅の光熱費削減を目指している。

ウェブサイト:

<http://www.commerce.wa.gov/Programs/services/weatherization/Pages/default.aspx>

お問い合わせ先: 360-725-2948

申請先: 申請は最寄りの事務所まで。事務所の検索は下記リンクから。

<http://www.commerce.wa.gov/Documents/HIPWeatherizationCountyLocalAgencyList3-2-13.pdf.docx>